

相続税申告 料金表(2019年4月現在) : トノヤマ税務会計事務所

【サービス内容】

相続税の申告(税務調査が激減する書面添付制度を利用します。)

相続関係図の作成

財産目録の作成

遺産分割協議書(案)の作成

【報酬】(税別)

以下の基本報酬、加算報酬及びその他報酬を合計したものが報酬総額となります。

1.基本報酬(1件当たり)

遺産の総額	料金
5,000万円未満	250,000円
7,000万円未満	350,000円
1億円未満	450,000円
1.5億円未満	600,000円
2億円未満	750,000円
2.5億円未満	900,000円
3億円未満	1,050,000円
3億円以上	別途見積り又は専門家のご紹介

2.加算報酬

項目	料金
相続人が複数の場合	基本報酬額×10%×(相続人の数-1)
路線価評価方式の土地(1利用区分につき)	75,000円
倍率評価方式の土地(1利用区分につき)	20,000円
非上場株式(1社につき)	100,000円～
申告期限前3ヶ月未満のご依頼	報酬総額(基本+加算)×1.3

3.その他報酬

項目	料金
税務調査対応(1日あたり)	50,000円
準確定申告の作成	50,000円～
延納・物納の手続き	別途見積り

※市役所や法務局等にて、必要となる手数料や法定費用、郵送料等については実費分をご負担お願い致します

※上記に含まれないもの

・戸籍関係書類の取得

・現地調査のための交通費実費

・登記を行う場合の登録免許税、司法書士報酬

・不動産評価に必要な資料の取得のための実費

・不動産鑑定評価を行う場合の鑑定料

・特に調査、研究を必要とする場合、特殊事情により作業量が膨大になる場合、遺産分割が申告期限までにまとまらない場合、相続間で争いがある場合には、別途報酬が必要になります。

※税務調査が激減する書面添付制度を利用する場合は、別途報酬が発生いたします。

※ご依頼が申告期限より3ヶ月未満の場合には別途報酬(50%加算)しますか、状況により受託できない場合もございます。